

重度心身障害者 医療費助成制度

重度の心身障害のある方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。

《対象》

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・療育手帳④、A、③の方
- ※本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。

■医療機関等窓口での一部負担金

- ・通院…200円/日（医療機関ごとに月4日まで）
- ・入院…200円/日（医療機関ごとに月14日まで）

※現在重度心身障害者医療資格認定を受けている方の受給者証の有効期限は7月31日です。8月以降の資格認定は自動更新となっており、該当の方へは7月中旬に受給者証を送付します。



☎保険医療課 医療保険年金係 担当：長井
☎・お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

「広島県の防災重点ため池」の見直しを行っています

平成30年7月豪雨では、旧来の「防災重点ため池」以外でも多くの被害が発生したことから「防災重点ため池」の選定方法の見直しを行っています。また、その他のため池に関しても、災害時における被害最小化、人的被害の未然防止に向けた取り組みを行います。

■「防災重点ため池」となる基準

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある
- ・ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、貯水量が1,000m³以上
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、貯水量が5,000m³以上
- ・上記以外で、ため池の規模、維持管理等市が特に必要と認めるもの

ひとり親家庭等 医療費助成制度

ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。

《対象》

18歳到達年度末までの子どものいるひとり親家庭等の方（生計同一者全員が所得税非課税者、事実婚ではない等受給条件があります）

■医療機関等窓口での一部負担金

- ・通院…500円/日（医療機関ごとに月4日まで）
- ・入院…500円/日（医療機関ごとに月14日まで）

■更新手続き

受給者証の有効期限は毎年7月31日までで、8月以降の資格認定には更新手続きが必要です。該当する方は必要書類等を持参し、保険医療課医療保険年金係か各支所窓口係で手続きを行ってください。

※該当すると思われる一部の方には、6月下旬に申請手続きの案内を送付しています。

《申請時必要書類等》

- ・健康保険証（本人、子どもの名前が入ったもの）
- ・印鑑
- ・児童扶養手当の証書または遺族年金証書（受給者のみ）

☎保険医療課 医療保険年金係 担当：長井
☎・お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

☎農林水産課 農林土木係 担当：立川
☎・お太助フォン 47-4022 ☎ 42-1003

制度に関する
お知らせ

行政情報

旧優性保護法による優性手術などを受けた方へ一時金が支給されます

4月24日、「旧優性保護法一時金支給法」が成立し、生殖を不能にする手術や放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けられたことに対して謝罪をするとともに、一時金が支給されることとなりました。

《対象》

- 以下のいずれかに該当し、現在生存されている方
- ①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に旧優性保護法に基づき優性手術を受けた方
- ※母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く
- ②上記①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術、または放射線の照射を受けた方
- ※母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優性思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方は除く

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方のいる世帯で、以下の免除基準に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除されます。

■全額免除

世帯構成員全員が市民税非課税の場合

■半額免除

以下のいずれかに該当する方が、世帯主かつ受信契約者の場合

- ①視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方
- ②身体障害者手帳が1級または2級の方
- ③療育手帳が④またはAの方
- ④精神障害者保健福祉手帳が1級の方

《申請方法》

市で証明を受けた免除申請書をNHKに提出
※免除事由が変更（課税状況、転居、障害程度の変更、契約者の変更等）した際にも申請が必要です。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：好岡
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

《申請方法》

下記申請先に請求書を提出してください。
請求書等の様式は「厚生労働省」「広島県」のホームページからダウンロードできます（健康長寿課健康推進係、各支所にも設置）。

《申請・問い合わせ先》

広島県子育て・少子化対策課（広島県庁本館5階）
広島市中区基町10番52号
☎082-227-1040 ☎082-502-3674
✉fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp

《請求期限》

平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内

《支給額》

320万円

☎健康長寿課 健康推進係 担当：渡海
☎・お太助フォン 42-5633 ☎ 47-1282

10月1日から 公共施設の使用料等が変わります

市内には旧町単位で使用料等が異なる公共施設があります。「使用料等の統一」と「受益者負担の適正化」のため、料金体系、減免措置を見直します。

《対象施設》

- ・集会施設（人権会館、集会所、文化センター等）
- ・スポーツ施設（運動公園、B&G、小中学校、体育館等）

■使用料等の見直し

施設のコストと利用率を基に使用料の単価を設定し、市内で統一した新しい料金体系に移行します。

- ・集会施設…部屋の面積に応じた料金体系
- ・スポーツ施設…施設の面積に応じた料金体系

■減免措置の見直し

本市が推進する福祉、教育、まちづくり施策等と照らし合わせ、誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。

※具体的な見直し内容は各施設へお問い合わせください。

☎財政課 財政係 担当：沖田
☎・お太助フォン 42-5623 ☎ 42-4376